

(第一類) 第十四号

第五十八回国会 衆議院 決算委員會議 録 第十五号

(四四七)

昭和四十三年五月九日(木曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 大石 武一君

理事 小山 省二君 理事 四宮 久吉君

理事 白濱 仁吉君 理事 田川 誠一君

理事 田中 武夫君 理事 華山 親義君

理事 吉田 賢一君

坂本三十次君 菅波 茂君

丹羽 久章君 橋口 隆君

長谷川 峻君 水野 清君

赤路 友藏君 芳賀 貢君

森本 靖君 鈴切 康雄君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

國務 大臣 木村 俊夫君

(内閣官房長官)

國務 大臣 田中 龍夫君

(總理府總務長官)

總理府賞勲局長 岩倉 規夫君

大蔵省主計局長 相沢 英之君

出席政府委員

委員長 大石 武一君

委員 菅波 茂君

委員 橋口 隆君

委員 水野 清君

委員 芳賀 貢君

委員 鈴切 康雄君

委員 菅野 和太郎君

委員 篠田弘作君

委員 菅野 和太郎君

委員 菅野 和太郎君

委員 菅野 和太郎君

委員 菅野 和太郎君

委員 菅野 和太郎君

委員 菅野 和太郎君

委員 菅野 和太郎君

委員 菅野 和太郎君

委員 菅野 和太郎君

委員 菅野 和太郎君

委員 菅野 和太郎君

三十次君、菅波茂君、橋口隆君及び赤路友藏君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員坂本三十次君、菅波茂君、橋口隆君及び赤路友藏君辞任につき、その補欠として石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

本日会議に付した案件

昭和四十一年度一般会計予備費使用

総調書(その一)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その二)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その三)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その四)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その五)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その六)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その七)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その八)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その九)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その十)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その十一)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その十二)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その十三)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その十四)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その十五)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その十六)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

総調書(その十七)

昭和四十一年度特別会計予備費使用

用総調書(その一)、以上三件の承諾を求めるの件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

田中武夫君。

○田中(武)委員 実は十三日に総理の出席を求めて総括をやる場合に、予備費の承認もあわせやる、こういうことであつたのですが、都合で予備費の承認だけ先に本行なりということなので、予備費に關しまして一、二点お伺いいたしたいと思ひます。

まず総務長官にお伺いいたしますが、昨年度予備費の中で、故吉田茂さんの国葬儀に必要な経費として千八百九万六千円が出ております。そこで、昔は、国葬のことにおきましては大正十五年十月二十一日の勅令第三百二十四号で国葬令というのがありました。ところが、今日ではこの勅令は消えておると思ひますが、生きておるので、死んでおるのですか、まずお伺いします。

○田中(武)委員 たいま御質問の旧憲法時代の国葬令、これは今日なくなつております。

○田中(武)委員 勅令第三百二十四号は、現在生きておるのですか。

○田中(武)委員 いや、なくなつております。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

○田中(武)委員 なくなつておるのですか。

とも今日勅令が死んでおるならば、そういう法律なり何らかの寄りどころというものをつくる必要があると思ひますが、そういうような点についてはどうですか。

○田中(武)委員 たいま御指摘のように、今後これに対する何らかの根拠法的なものをつくらないかという御趣旨であります。これは行政措置といつたしまして、従来ありましたような国民全体が喪に服するといつたようなものはむしろつくべきではないので、国民全体が納得するような姿において、ほんとうに國家に対して偉勲を立てた方々に対する國民全体の盛り上がるその気持ちをくみまして、そのときに行政措置として國葬儀を行なうということが私は適當ではないかと存じます。

なお、御意見といたしまして、基準を定めるべきであるという御意見は承つておきます。

○田中(武)委員 もちろん予備費は憲法の八十七條によつて内閣がかつてに使える、あとで承認を求めたい、大蔵大臣はそういう読み方をしておられるようですが、私はそうではない、内閣の責任において支出するといつても、それは何らかの根拠がなくちゃいけない、でたらめをやられたら困るんだということをこの前も言つておるのです。

そこで、國葬というふうな問題についても、内閣だけの判断で定められるということにつきましては、私はどうかと思ひます。先ほど申しましたように、故人のことは申しませんが、見る人によつて観点が違ふのです。言ふならば、私はあるいは自民黨葬であつたと思ひます。あのときにたぐさんの人が参列したとかあるいは焼香に行つたとか、そういうことですが、これは久しぶりといひますか、國葬というのを知らない、どういふことであらうかという見物人も多かつたと思ひます。それ

五月八日

委員大野明君辞任につき、その補欠として小沢佐重喜君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員小沢佐重喜君が死去された。

同日

委員石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本

委員小沢佐重喜君が死去された。

同日

委員石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本

委員小沢佐重喜君が死去された。

同日

委員石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本

委員小沢佐重喜君が死去された。

同日

委員石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本

委員小沢佐重喜君が死去された。

同日

委員石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本

委員小沢佐重喜君が死去された。

同日

委員石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本

委員小沢佐重喜君が死去された。

同日

委員石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本

委員小沢佐重喜君が死去された。

同日

委員石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本

委員小沢佐重喜君が死去された。

同日

委員石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本

委員小沢佐重喜君が死去された。

同日

委員石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本

委員小沢佐重喜君が死去された。

同日

委員石田博英君、菅野和太郎君、篠田弘作君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として坂本

に一千八百万円という国費が使われておるわけですから、もう少し何らかの基準を設け、そして国民全体が、あるいは国会がそれに対してなるほどこの人ならばやるべきである、こう思う人にやるべきであつて、吉田さんはしてしまつたからいいか悪いかをいまさら申し上げませんが、そういうふうな基準がなく、言ひならば、そのときの内閣の思ひつきによつてやられるということには賛成しかねるわけなんです。だから、今後はやはり一つの基準を設けるべきである、そのように思います。さらに、この一千八百万円の大まかな内訳はどうなんですか。一千八百万円という国費はどのような金が出たか、簡単にいいですから、大まかなところだけ……。

○田中(武)委員 担当のほうからお答えさせていただきます。○武藤説明員 一千八百万の内訳を申し上げますと、諸謝金八万七千円、あとは庁費でございます。

この大まかな内訳をいたしましては、準備に必要な経費、それから日本武道館の借り上げに必要な経費、あとは飾りつけに必要な経費、こういうふうに小分けされます。

○田中(武)委員 飾りつけとか何かで、一千八百万円というのは相当な金ですよ、そんなに要するのですか。

○相沢政府委員 総額千八百九万六千円のうち、国葬準備等に必要経費が四百五十九万八千円。その内訳を申し上げますと、これは送迎用のバス等の借り上げ費が百九十四万四千円、案内状等の印刷及び送料等通信費が百三十八万五千円、準備会議費、教護班謝礼その他が百二十七万三千円。次に武道館の借り上げに必要な経費が三百九十四万二千円。それから第三番目に、国葬儀場飾りつけ等に必要経費として九百五十五万六千円でございますが、そのうちおもなものは、生花の飾り二百七十万円、献花百五十万円等でございます。○田中(武)委員 そうして読まれても私はびんごなないのですが、たとえば花代がなぜそんなにたくさん要するのかわからないような疑問もあります。

かしこれはいまさらこまかく申しませんが、あとで詳細な資料を要求します。いま読まれた程度あるいはそれよりも少しこまかく分けられるなら、それをひとつ出していただきたい。

○相沢政府委員 提出いたします。

○田中(武)委員 そこで、この問題は終わりたいと思ひますが、先ほど来言つておられますように、あくまで、政府が思ひつきでやられることに對してはこれは承服できません。したがつて、何らかの基準あるいはそのことによつて国民の合意といひますか、そういうふうなものが成り立つようにならなければいけない。そのためにはやはり基準が必要である、そういうことだけを申し上げておきます。

そこで、これに関連してでありますけれども、大蔵大臣にちよつとお伺ひしますが、たとえば何々局長が死んだ、病気で死ぬ場合もあるし、自殺した場合もあります。これは殉職とは言ひがたいと思ひます。そういうふうな場合でも、何々省葬、何々庁葬を行なつていただきます。こういうふうなものについては、その役所なりが省議か何かで定めるのだから、それによつて簡単にそういうことをやるのですか。それと同時に、そのことによつて省葬とか庁葬とかいうことであるならば、その費用はその省が持つと思ひます。その費用はどのくらいとどこから出てくるのか。あるいは役所によつては関係の業者等にたくさんの寄付と申しますか、弔慰金と申しますか、そういうふうなものも半強制的に要求する、そういう事実もありません。いまだれか死んだ場合に何々省がどうであつたとは申しません。しかしそういうふうなことに對しての大体の基準、あるいはそのことによつて国会なりあるいは国民が納得するよりの基準を発表せられる必要があると思ひますが、いかがですか。

○水田(武)大臣 国葬儀につきましては、御承知のように法令の根拠はございません。だから、いまその基準をつくつたらいいかどうかということについて長官からお答えがございましたが、私は

やはり何らかの基準というものをつくつておく必要があるかと考えています。幸いに、法令の根拠はございませんが、貞明皇后の例がございまして、今回の吉田元総理の例もございまして、もう前例が幾つかここに重なつておりますから、基準をつくるということではた簡単に基準らしいものが私はつくれるというふうに考えています。そうすれば、この予備費の支出もこれは問題がなくなることになりますので、私はやはり将来としてはそういうことは望ましいというふうに考えています。

省の葬儀、庁の葬儀というふうなものについては、ただ各省が勝手にいままきめておられるわけではございまして、政府部内においては次官會議において一応の基準をきめておられることとございまして、これをもちつて明確な形で一つの基準をはつきりさせるという必要があれば、これもやはり私は望ましい方向だと思ひます。

○田中(武)委員 殉職のときは別ですがね。その死に方に同情すべき点があるとかいろいろのこと、庁葬とか省葬を、はつきり言つて自殺の場合までやつておられるわけですか。そういうことについては、やはり私ははつきりしておかなければいけないと思ひます。その費用もそれぞれの役所の予備費があるのか、何とか費があるのか知りませんが、そういうのはどうして出すのかというふうなこと、あるいはそのことについての費用についてもどの程度、限度はどれた、こういうふうなことを私は定める必要があると思ひます。まあそれは終わりたいと思ひますが、今後国葬にしろ、省、庁葬にしろ、はつきりした基準——さらには水田大臣は前例もあつたとおっしゃつたが、その前例を、たとえば吉田さんの場合、それを前例としていいか悪いかは別な観点からも言えると思ひますので、一つの前例ではあるけれども、それがすべてではない、そういうことだけを申し上げておきたいと思ひます。

しは明治百年だ、こういうことで、十月の二十三日ですかに全国的ないろいろな行事をやる、こういうことではありますけれども、まず明治百年の起点をどこにするかについては、大政奉還だとか、改元のときだとか、いろいろ五つ、六つの議論があつたと思ひます。これは改元の日をもつて起点とせられたようではありますが、その五つ、六つの中から、なぜそれを起点の日を選んだのか。さらに十月二十三日にいろいろの祝賀会をやるというが、それはどういふことを考えているのか。その費用は予算上どうなつておられるのか。また予備費から支出ということ、一年後に同じことを繰り返すことがあるらうと思ひます。

そういう点と、もう時間がないからまとめて申し上げます。もう一つは、明治百年といつても、ちょうどそのときに改元だつたといつても、そのときはまだ、たとえば会津においては官軍と戦争していただんだ。そして、白虎隊が死んだという、鶴ヶ城が落ちたのは十一月六日ですね。だから会津といふか福島県では白虎隊百年祭なんかも考へているようですが、この改元に起点を置いたということなら、もうちゃんとしたということではなくちやいかぬです。それから函館ではまだ戦争があつて、これは明治二年まで続いています。そういうのを見た場合に、どうして改元の日を選んだかといふこと、それから百年祭の意義は何なのか、すばり言いますと、あなたは長州の出身だからね、まあまあめでたいかも知れぬけれども、あれは薩長藩閥政治の起点なんです。その際には作人、労働者がどんなに泣かされたか。明治から大正にかけての女工哀史もその中にあるのです。そして百年を見つた場合に、いわゆる旧憲法下の時代と新憲法下は違ふと思ひます。むしろ私は新憲法になつてからのことをもつと考へるべきである。もつと云うならば、憲法公布に對する憲法記念日、先日五月三日には政府は何もやらぬ。そしておいて明治百年だけを取り上げてどうんちゃん騒ぎをするのはどういふことですか。薩長

出身者はともかくとして、われわれとしては納得がいきません。

○田中(武)委員 ますなせこの十月の二十三日を  
選んだか、改元の日を選んだかという問題でござ  
いますか、これにつきましては、各界の代表、民  
間学識経験者の方々から成ります明治百年記念準  
備会議というものを持ちまして、そうしてこの各  
界各層の方々の御意見を徴した次第でございま  
す。そのときに問題になりましたケースといたし  
ましては、明治天皇の踐祚のときをもつてやっ  
たらしいとか、あるいは大政奉還勅許のときがよ  
うとか、あるいは王政復古の大王令とか、五カ  
条の御誓文のときがよからう、あるいは天皇の御  
即位のときがよいとか、いろいろ議論があつたわ  
けでございしますが、常識的に見まして、最も無理  
のないというところ、この改元の日といたしま  
す。それはちょうど明治元年の九月八日でありま  
したが、新曆に換算をいたしますと十月二十三日  
になります。かような次第でございします。

なお、この祝典に要する経費でございしますが、  
予算計上額のうちで明治百年記念式典の開催に必  
要な経費は一千八百七十一万七千円でございま  
す。

さらに、一体なぜ明治百年を祝うんだという点  
にあたりましては、いろいろと御意見もあるやに  
拝察するのでありますが、まあ、これが特定の人  
物をどうこうとか、あるいは特定の事件をどうこ  
うというふうなことはなく、明治百年を祝つた  
らいいというところは、政府のほうから申したと  
いうよりも、むしろ各方面からほうほうとして起  
つた明治百年を祝おうじゃないかという国民の  
声にこたえまして、やるというところに相なつた  
のでございまして、ではしからばこれは一体何のお  
祝いなんだらうということになりまして、明治元  
年以來の百年間に、日本といたしましてはすいぶ  
ん変化もいたしました。敗戦もございしました。し  
かし、そういう中にありまして、あの百年前の  
日本と今日の日本とを比べてみれば、たいへんな

すばらしい発展をいたしましたわけでございます。  
その発展の姿を心から国民として喜び祝うとい  
うのがこの百年の意義でございします。決してひとつ  
の理念に立った、あるいはまた特定の業績を顕彰  
するとかなんとかいうのとは全く違つたもので  
ございまして、ほんとうに国民の声をこたえ、しか  
もそれはこの百年の歩みをみんな喜び、お祝い  
し、さらに來たるべき百年に對して思いを新たに  
して大いにがんばつていこうという、覚悟を新た  
にする一つの行事である、かように存する次第で  
ございします。よろしくどうぞ。

○田中(武)委員 ますなせ憲法発布二十年で  
すね。憲法発布二十年記念を政府として何もやら  
ずに、明治百年を麗々しくやる。各方面からの要  
望がはるふつとして起つたといふ面から、そ  
れはどういう方面から出てきたのか、たとへば印  
刷出版方面では明治百年何と史といふような  
ものがたくさん出て、ひとつのブームを起して  
います。これは自分のところの商売に利用して  
おるというところ、したがってそういうほうほう  
として起つたといふ、その各方面といふのは一  
つの方面か。それから千八百万円以上の金を使  
つてどのような行事を具体的にやろうとしておる  
のか、その点、それからもう一つは、明治元年から  
百年の間に日本は経済的にもいろいろの点にお  
いて大きな発展をした。なるほど発展をいたしま  
した。いわゆる封建的な、前近代的な社会から、近  
代的な資本主義社会として発展してきた。確かに  
そういう点、しかし、その陰には、さきにも申し  
ましたような女工哀史がある、小作人への搾取が  
ある、労働者に対する搾取がある。言ひかえら  
ばことは米騒動五十年記念です。明治百年と同  
時に、米騒動がなせ起つたのか、米騒動の五十  
年記念をどのように考へるのか、そういうこと  
を私は必要ではないか、このように思ふわけ  
ですが、御答弁願ひます。

○田中(武)委員 百年の歩みの中にはいろいろな  
ことがございしましたが、その女工哀史にいたしま  
しても、あるいはまた米騒動にいたしましても、

そのほかいろいろ社会的な問題にいたしまして  
も、その後まことにそれが調整されてまいりま  
して、福祉国家に相なつてまいりましてござい  
ます。やはり私は大きな発展であらうと存する  
のであります。しかも、ほうほうとして起つたこ  
のムードといふものの中には、だれがどうこうと  
出版業界がもうけるのかあるいはまたどうの  
かといふことはあるかもしませんが、しかしほ  
うほうといふ、国民全体の百年を祝おうじやな  
いかという気持ち、どこにどうという取り立て  
で申し上げられないところがほうほうといふこと  
でございまして、その辺はどうぞひとつよく御了  
承のほどをいただきます。

○田中(武)委員 それと、憲法記念日をやら  
ないというところは……。  
○田中(武)委員 憲法の問題は、これはこれとい  
はしまして、またわれわれもその問題につきま  
して十分検討させていただきます。

○田中(武)委員 検討じやなしに、ことしは二十  
年を終わったんですよ、去る五月三日に。政府と  
しては何もやらぬ。そういうことは、きわめ  
て政治的な意図がある。しかし、もう要求が  
出ておりますので、詳細のこととはあとで伺  
うとして、最後に一点だけあなたにお伺いして参議院のほう  
に行つてもらいます。

は痛いんだ、そこで政府みずからの新聞をつ  
つて、政府のかつてなお手盛りPRをしようとし  
ておるんじゃないか、そのようにも考えられま  
す。さらにその配布先を見ますと、官庁や市  
町村とかあるいは公民館、学校、これらのところ  
に配る、こういうふうなことです。言うならば手  
にするのはほとんど公務員じやないか、公務員  
の教育のためにやるのではないか、いろいろと  
ねだつてくるわけですね。しかも日本の総理は  
新聞きらいのようです。吉田さんは日本の新聞  
見ない、こういうことを言っています。岸さん  
はスポーツ欄だけしか見ない。佐藤さんはど  
こを見ても私には知りませんが、そういうこと  
で一般の新聞の批判がこわい。そういうことで  
政府みずからのPRをやります。お手盛りのPR  
を、しかも親方日の丸でやつていこうという。言  
うならばこれは政府といふかむしろ自民党の  
広告ではないか。それを国民の血税からやる  
のではないか。こういうふうなことも思  
うわけなんです。しかし、もう時間がありま  
せんからあらためてこれは議論するとして、  
いま私の言つたようなこと、さらに七〇年  
問題に對する一つの布石ではないか。それ  
に對して、ひとつ含めて答弁をしていただ  
きたいのと同時に、一体この政府の出す週  
刊新聞といふのはどういふ目的で、どうい  
うところを対象に何をやるかとしておるの  
か、それを明確にしてください。

○田中(武)委員 ますなせ第一点に政府が発  
行するといふ御意見でございしますが、そ  
ういふことではございしません。御案内のと  
おり、四十一年に設立になりました広報セン  
ターが中心になりまして、行政のいろいろ  
な、新しい立法でございしますとか、ある  
いはまた行政措置でございしますとか、こ  
ういふふうないわゆる行政の内容を未端ま  
で周知徹底させるというところは、これはも  
ろ当然の責任を負う者といつたしましては政  
府の重大な責任でございします。ところが  
官報とか新聞とか、なかなかこれはもう無  
味乾燥でござい

○田中(武)委員 ますなせ第一点に政府が発  
行するといふ御意見でございしますが、そ  
ういふことではございしません。御案内のと  
おり、四十一年に設立になりました広報セン  
ターが中心になりまして、行政のいろいろ  
な、新しい立法でございしますとか、ある  
いはまた行政措置でございしますとか、こ  
ういふふうないわゆる行政の内容を未端ま  
で周知徹底させるというところは、これはも  
ろ当然の責任を負う者といつたしましては政  
府の重大な責任でございします。ところが  
官報とか新聞とか、なかなかこれはもう無  
味乾燥でござい

いまして、ほんとうにお役所の法令集みたいなの、これでは読まないのです。そういう点で、今度はいくら法律ができたか、あるいはまたこのいろいろな行政措置がとられておるといふふうなことを国民各層の末端まで周知させる。ここにおいて初めて行政効率もあがるわけでございます。さような意味におきまして、民間においでつづけていただきますものを政府が買上げている。

一応初年度といましては三十万円ほどのものを予定しておりますが、これはだんだんと当然減っていくべきじゃないか。いまの解説週報的な政府のそういうものが国民大衆の方々がみんな喜んで、あれはぜひ読んでおこうというふうなことでお読みになるようになります。これはだんだんと街頭で立ち売りとあるいはまた本屋などの店頭でだんだん出てくるようになりますから、それがまた売れるようになります。今度の週報のねらいがでございます。そこでだんだん買上げ部数も減らしてまいります。当初はたいしたことはいませんが、おもしろく、ひとつ楽しく行政の内容を国民大衆に周知徹底させるのが今回の措置でございます。どうぞ御協力のほどをひとえにお願いいたします。

○森本委員 関連。  
総務長官はもう時間がありませんので、いま出ました広報センターについて四十一年、四十二年、四十三年、総理府から幾ら金が出ているか。それから広報センターのいわゆる週刊誌、それからテレビ、ラジオ、こいういものに対して広報センターがどの程度スポンサーになって出しているか、こいういふふうな、この広報センターに対する総合的な資料をひとつ当委員会にお出しを願います。

なおこの点についてはいまの新聞の問題についてはまだしも、場合によってはラジオ、テレビに対するところの問題は広報センターがやっておるから違反にはならぬといふもの、その広報センターの財源がほとんどいゆる内閣から出ている

ということになりますと、放送法によるところの中立性の維持という点についても関連が出てくるわけでありまして、いわゆる広報センターのすべてに対する資料をひとつ当委員会に御提出を願いたい、こう思いうわけです。

○田中(武)大臣 御趣旨の点は資料として御提出いたします。

○岩倉政府委員 賞勳局長の岩倉でございます。実は賞勳局の所掌事務ではないわけでございますが、私臨時官房付を命ぜられまして、官房付の立場でこの仕事を特命を受けておりますので、私からお答え申し上げます。

実は先ほど総務長官が申し上げましたように、明治百年記念準備会議というのが三年前の四十一年の春に設けられました。そこで式典部会とか行事、事業、広報、四つの部会を設けまして、式典につきましては式典部会において十分御審議を受けただけでございます。その結果、かつて昭和十五年ごろでございましたが、紀元二千六百年というところで全国から東京へお集まりになりました。何万人という方が大式典をおやりになったことがありましたが、ああいふようなことを二度繰り返すのではない。したがって一応ただいまのところは、屋内の式場でございます。武道館を予定しておりますけれども、そこに集まれる人数と申しますと一万人以内ということに相なります。そうなりますとちょうど去年の吉田元総理の国葬と同じような規模でございますので、予算の範囲も千八百万円、大体国葬のときの金額と同様の金額をお認めいただきました。これにかなる儀式をやるか、こいうことは、これは悲しみの儀式と喜びの儀式でございますから、内容はひとつこれから検討いたしまして、その範囲内でやっています。

○田中(武)委員 たいま皇紀三千六百年記念といふのが出ましたが、いま言ったようにそれはさういふものであつたらぬ。こいういふことであるが、いわゆる形式だけでなく、皇紀二千六百

年とは違ひ。皇紀二千六百年をきよりぎよりしくやつた裏には、やはり軍国主義当時の、昭和十五年ごろだったと思ひますが、その世相といふかそらういふものを反映しておつた。ところがその当時といまとは違つておるわけだ。国会だつて帝国議会からいゆる国会になった。内閣だつて違つておるはずだ。さういふ考へ方に問題があると思ふ。もう一つ、それは同じような人を集めて同じようなところでやるからといふことではあるが、国葬に千八百万円かかったから大体千八百万円の予算を計上したらそれでいいんだ、さういふことでは納得できかねるわけだ。一体具体的にどうなことをやるのか。人が寄つて式をするというだけだつたら、たとえば先ほど吉田さんのときのことを聞いたように、シキビ代が幾らとか花代が幾らとか、こいういふことになつたわけだ。その式場の借り上げとかさういふ点については共通したものがあると思ひますが、しかしお葬式とは全然違ひわけなんです。やはりそれだけの花代を使うとかシキビ代を使うとか棺おけ使うのか、さういふことになるわけですよ。したがって千八百万円という具体的な何を考えておるのか。その積算の根拠がないといふかと思ひます。どうなんでしょう。

○岩倉政府委員 たいまの御指摘のとおり、式場の借り上げ費等、これは四百四十二万円でございます。それから会場の飾りつけ、これも光りといふようなもの、あるいは音楽、さういふものも考えまして、交響楽団でありますとか、さういふ効果をあげるための飾りつけばかりだけじゃなく、音楽とか光とか、さういふものも考えております。

それから、集まります方々につきましては、単に老人が懐古趣味で集まるというふうなことでは決してございませんで、その式典部会でもお話が出ましたけれども、外国からの留学生の方とかあるいは明治、大正、昭和の三代にわたる方々の代表にも出席していただくというふうなことで、若々しい力、二十一世紀につながるさういふ決意

を新たにしていきたい。国家的な式典につきましては、戦後、先ほどございました憲法の式典でございます。さういふ場合、さういふような式典がございまして、さういふ場合には両陛下が行幸せられます。あるいは衆議院議長、総理大臣、最高裁判所長官といふ方々が式辞をお述べになつたり、あるいは各界の代表が祝辞を述べたり、さういふような一種の式典でございますので、さう長時間を要するものではないのでございます。

○田中(武)委員 どうも、総理とか衆議院議長とかが式辞を述べるとか、各界代表が祝辞を述べるとか、一体これは何になるだろうと思ひます。たださういふことをやるのか、さういふ式をやるのか。たださういふ人が寄つて、光とか音楽とか、その中で適當に演説をふつ、それだけのことなんです。たとえば、具体的に、まあ天皇陛下なら天皇陛下にその式場に来てもらうといふようなことを考えておるのか。それからその式を中心とするのは一体何なのか。ただ、お互いにおめでとろいと思ひます。さういふことでも式辞を述べ、それで終わる、それで千八百万円の金を使うのか。

それから、これはまあ総理に伺いたいところですが、官房長官に伺います。私は、さういふことでも結局は恩赦をやるのか、何かさういふようなことの一つのきっかけにしよう、さういふようなことを考えておるんじゃないかと思ひます。これは総理とか法務大臣に聞くべきことですが、恩赦をやるのかやらないのか、ことに選挙違反に対してやるのかやらないのか。

それから水田大臣には、記念メダルとか、何か普通の商業ベースで出すものがあるだろうと思ひますが、オリンピックのときのさういふ記念貨幣とか、ああいふようなものを出すことを考えておるか、ああいふようなものを出さないか、おそれる記念切手なんか出さんだろうと思ひますけれども、さういふようなことをお伺ひします。まず、恩赦をやるのかやらないのか。

○木村(後)國務大臣 政府として現在恩赦は考え  
ておりません。

○田中(武)委員 考えていない。  
大蔵大臣、記念貨幣とかそういうようなこと  
は……。

○水田國務大臣 いまのところ、まだ私どもは考  
えておりません。

○田中(武)委員 いまのところ——官房長官もお  
そらくいまのところというのが上につくだろうと  
思います。木村(後)國務大臣「現在です」と  
呼ぶ)現在のところでしょう。したがって、その  
ときになったらわからないと思ふのです。しか  
し、これは総理なりがおらないと、いま官房長官  
に絶対やりませんと明言をせよと言つてもちよつ  
と無理であると思ふすけれども、そういうこと  
で、ただ単に何か知らぬが寄つて、各界の名士を  
集めて総理が一席ぶつた。そして音楽と光がど  
ういうことなのか知らぬが、やつて、そういうこ  
とで終わるという事は私は困ると思ふ。そうし  
てそのために選挙違反の人が恩赦になるとか特赦  
になるとか、そういうようなことだけに利用せら  
れるということになつても困ると思ふ。その  
点だけをほつきりと言つておきます。

それから、記念貨幣とかそういうことについて  
はまだいまのところ考えていないということなん  
ですが、どうせ出すんですよ。出すんですが、金  
のメダルはともかくとして、いわゆるオリンピック  
のときの銀を出すといつても、銀がいまないので  
しょう。去年から金と銀を買いなさいとほくは  
言つておつたんです。ところが買つていないです  
ね。出そうとしてもそれはつくれないうしよ。  
ことに私の文書質問によつて追ひ詰めて、産  
金会社から五割の金買い上げをやめたでしよ。  
そのことについては、場所が違ふからまたあらた  
めてお聞きしますが、どうなんでしょう。

○水田國務大臣 いまのところまだ検討の議題に  
もなつておりません。

○田中(武)委員 それじゃこの点についてはまた  
あらためて伺うことにして、次にいきたいと思ひ

ます。

官房長官にお伺いしますけれども、昨年総理が  
大洋洲を含めて東南アジアに二回、それからアメ  
リカへ一回、台湾にも行つておられます。その費  
用が一億七千四百五十四万六千円、一億七千万以  
上の金が出ておるわけですね。国民は、総理が各国を  
訪問せられたことは知つておつても、こんなに金  
を使うとは思つていないと思ふのです。予備費  
の支出を見てみますと、最初の東南アジアの場合  
が四千六百八十二万八千円、それから二回目の合  
計が六千八百九十二万一千円、そしてアメリカが  
四千七百二十八万八千円、それから台湾のときが  
一千五百五十万九千円、こういうふうに出ておるの  
ですね。これは一体大まかにいつてどういふ費用  
なのか、この内訳をまずお伺いいたします。

○相沢政府委員 中華民国一千五百五十万九千円の  
内訳は、航空機の借り上げ料が七百六十九万二千  
円、報償費が二百八十四万八千円、外国旅費が六十九  
万八千円、その他二十七万九千円、これは自動車  
の借り上げ料等でございます。

それから東南アジアでございますが、四千六百  
八十二万八千円、これはビルマ、マレーシア等の  
分でございますが、そのうち航空機の借り上げ料  
が二千九百六十九万五千円、報償費が一千二百九  
十六万五千円、外国旅費が二百六十七万七千円、そ  
の他自動車の借り上げ料等が二百五十七万七千円  
でございます。

それから次の東南アジア、大洋洲、これはイン  
ドネシア、フィリピン等に移りました分が六千  
八百九十二万一千円、そのうち航空機の借り上  
げ料が五千七百八千円、報償費が一千八百八十七  
万八千円、外国旅費が三百六十八万八千円、その他  
自動車の借り上げ料等が二百三十五万七千円  
でございます。

それからアメリカに移りました分が四千七百二  
十八万八千円、そのうち航空機の借り上げ料が  
三千三百五十二万二千円、報償費が千三十六万六千  
円、外国旅費が百万二千円、その他自動車の借り  
上げ料等が二百八十二万八千円でございます。締

めて一億七千四百五十四万六千円、したがいまし  
て、この経費の大部分が航空機の借り上げ料及び  
外国旅費でございます。

○田中(武)委員 いまこうして何つておられます  
と、これは一國の総理が行くのですから、ある程  
度体面も必要だといふのはわかります。しかし  
予備費から一億七千万円以上の金が出ておるとい  
ふこと——国民は総理がそれだけの金を訪問した  
といふことは新聞等で承知しておると思ひます。

しかし、これだけ金が要つたといふことは、あま  
り知つていないと思ひます。一億七千万円もの金  
が自分たちの税金の中から総理の旅行に使われる  
といふことなら、少し考えるのじゃないか。これ  
だけの金を使つてどういふ効果があつたのか。総  
理が訪問したからといつて直ちにこれだけのおみ  
やげがあつたといふことは具体的に出来ないとして  
も、何かの成果があつたのかといふことは疑問だ  
と思ひます。したがつて、これら一連の海外訪問  
の目的及びその成果をどのように把握しておられ  
ますか。

○木村(後)國務大臣 主として東南アジア、大洋  
州のオーストラリア、ニューギランドを含めま  
して十一カ国であります。先般の外交の目的と申し  
ますのは、もちろん日本の総理大臣として各々の  
最高首脳と直接接合して、アジアの平和につい  
ての率直な意見を交換するといふこと、それから  
総理といつたとしても、アジアにおける平和と繁  
栄、特に日本がこれから果たさなければならぬ  
役割を申しますか、やはり経済協力の面におき  
ましては実施に見聞いたしまして、その国の首脳  
と意見を交換し合ふといふことがどうして欠く  
ことのできなないことでございます。また、たとえ  
ばオーストラリア、ニューギランドへ参ります  
と、二国間の問題がいろいろございまして、オース  
トラリアにつきましても二重課税防止の問題、  
ニューギランドにおきましても漁業問題、そ  
う  
いうような二国間の長年の懸案が、総理がこの両  
国を訪問することによりまして解決を見たとい  
ふこともございまして、ただそういう具体的な

目に見えた成果のみならず、これは金額で換算の  
できない大きな効果があつたと考えております。  
○田中(武)委員 私の感ずるのは、せつかくそれ  
だけの費用を使つて総理が各国を訪問した、しか  
し成果は、むしろ今後の日本に対して大きな重荷  
になるものをたくさん持つて帰つた。それを一々  
ここでは申しませんが、たとえば東南アジア各  
国を回つたときに、それぞれの国で共同声明なる  
ものを発表しました。その文章は大體似たり寄  
たりです。ところが、インドネシアだけが文章が  
違ふのです。特にインドネシアだけが違つた文  
章が用いられたといふことにはそれだけの理由が  
私はあると思ひます。それは官房長官に聞くのが  
適當でなければ、総理にまたお伺いしますけれ  
ども、同時に総理は、インドネシアでかつこうの  
いふことを言つて歸つてきた。インドネシアの海外  
援助の少なくとも三分の一くらいはといふような  
発言をしておられたわけですね。そして昨年は、何回  
も問題にしましたが、いわゆる六千万ドルのうちの  
五千万ドルが借款、一千万ドルが贈与でしよ。  
そしてことしは、インドネシアは海外援助の予算  
として三億二千あるいは三千万ドルに近い金を組  
んでおられるわけですね。その三分の一はといふやうな  
かつかういふ発言をしておるから、現地ではもう  
一億ドル以上ごときは援助をもらへるものだと期  
待をしておられるわけですね。それを確かめにくたが  
先日のスハルトの訪日であったと思ひます。と  
ころが、予算では六千万ドルしか上がつていな  
い。しかも、去年はあの手この手でいろいろ考  
えてやつた。しかしそれが今度はどうもできにく  
いといふんです。そういうことではこの前の委員会  
でも議論をいたしました。海外経済協力基金法  
で改正をして、いままで輸送ベースで出してお  
つたのを今度は基金ベースで出すといふような改正  
までして、そういう苦勞をしておられる。もちろ  
ん私は発展途上国に対する経済援助が悪いとは思  
いません。しかし、あまりにもかつかういふこと  
を言つてきて、あとで困るようなことがあるの  
はないか。いま現にそうじゃなからうかと思ひ

です。したがって、ロッテルダムにおけるインドネシアの債権国会議のときでも、何だか八千万ドルというものが話題になったとか、きまつたとかいうことが伝えられておるわけですか。そうなりますと、少なくとも予算で六千万ドルというものを組んで、それ以上になることは確実なんです。そうならば、また予備費使用ということになって、一年後にこうして議論しなければならぬ。なるほど、そういうことも含めて成果だと言えはそうなんです。私が、むしろ私は重荷を持って帰ったと

アメリカへ行って帰ってきた、一体どうなったのか。あのときの日米のいわゆる佐藤・ジョンソン共同声明は、六七年のものは、六四年ですか、前のものと比べて項目は同じようなことが書いてある。ところが、それぞれ締めつけた、もっと強くなったことを書いてある。そこで、あのときにワシントン等ではいわゆるギブ・アンド・テイクだといわれるが、一体何をもらったんだ、押しつけられただけじゃないか、こういうふうな外人記者の批評もあつたようなんです。これだけの金を使って行って、むしろ重荷を負うて帰った、このように受け取っておるのです。それは沖繩について両三年のうちに云々、こういうことと小笠原が返りましたと、こういうことを言うだろうと思

います。そう、そういうことではなくて、私はもつと総理が行ったら行つたらいいことをやってももらいたかつたのです。その成果についてどうなんです。まず東南アジアについてどうです。インドネシアについてどうです。  
○木村(後)國務大臣 東南アジアへ参りまして共同声明には、もちろん経済協力を約束しておる部分もございませぬ。これは日本の財政にとつては確かに重荷がございませぬが、しかし、日本が大きな観点から東南アジアで今後果たさなければならぬ役割、特にアジアの平和と安定の中に日本の平和と安定があるという立場に立ちますと、私は必ずしもこれは重荷とは考えたくないと思

いませんけれども、そういう意味におきまして、新しいアジアにおける日本の役割という面で国際的責任を日本がしょつてきたという事は、これはおつしやるおりでございませぬ。日本の役割りとしては、当然果たすべき役割りを堂々と声明の中にうたつてきた、こういう考えでございませぬ。インドネシアの問題が出ましたが、これは未解決の問題で、この国会で経済協力基金法案を御審議願つておられますが、できるだけ早く御審議のものと成立さしていただきたい、その上に立つて政府としてもいろいろ努力をしたい、こう考えてお

最後、日米会談の成果でございませぬが、これは私も国民が正しく評価していただいておりますところだと思つておる。確かに各項目にわたつていろいろ触れておられます。中共問題にいたしましては何にいたしまして、これを御精読願えれば決して新しいコミットメントを受けてきたものではないといふような感觸でございませぬ。特に小笠原ももう近く返還のめどもつきましようし、また沖繩問題も両三年内にめどをつける、大きな成果をあげたことと私どもは確信しております。  
○田中(武)委員 それは細点の違ひでも申しませぬ、いま声明書を持っておりますが、六四年と六七年を比べてあとで総理とあらためて議論することといたします。

しかし、たとえはインドネシアでかつこういふことを言つておるから、いまその結果がきておるわけですか。そして海外経済協力基金法の改正を出しておる。これはインドネシアに対して基金で商品援助ができるように、こういうことを出しておるわけですか。しかも、それが今日のこの状態であるのに通るか通らぬかわからぬ。そこで、これは商工委員会の問題ですが、たとえは砂利の採取、災害によつてこれは早くやらなくちゃいけないという国民生活に直結した問題なんです。ところが、その砂利採取の改正法をあと回しにして海外経済協力基金法をやらうじやないか、それをやらなければ国民の公害に直接関係のあるような法案

でもつたはず、それをあと回しにするぞといううな交渉が現に行なわれておるのですよ。それは結局は佐藤さんが行つてかつこういふことを言つて帰つてきた結果なんです。そうじやないですか。その点が一点。  
さらに、佐藤さんがアメリカから帰つたのはいつですか。それからしばらくの間は、そんなに長い期間じやなしに、ほんとうに短期間の後に——短時間と言いましよう、短時間の後にポンドの切り下げが行なわれました、十一月十八日、そして一連のドル防衛政策が出てまいりました。そしてあつて輸入制限やら課徴金に対して総理の親書を持つて福田一さんを特使として、まあ嘆願といふかあるいは要請といふか、行くといふようなことが行なわれたわけですか。それだけ金を使つてアメリカへ行つたなら、そのときにそのような情勢、ドル防衛といふようなこと、ドルの危機といふようなことはわかつておつたはずなんです。したがつて、その一連の流れとして、日本の編製品その他の輸入制限のことは、いわゆるミルズ法案といふのは夏から出ておつたわけですか。あるいは増税ないし国境税、課徴金にしろはりましたか、そういうようなものはすでにわかつておつたのです。そういうようなことに対して何らの成果をあげていないじやないですか。しかも帰つてきて、特使でもつて、要請といふはいいですが、結局は哀訴嘆願に行つたじやないですか。そういうことがわからなかつたのか。あのと

きは日本におつたつてそのくらいのことにはわかつておつたでしょう。なぜそのようなことにもつと突き進んだ話をしなかつたのか。もししておつたら、やれ輸入制限法案は通つたらたいへんだ、やれ輸入課徴金がどうだとか、そんなことであつて必要はない。そんなことは一つも話をしてないでしよう。それをもつてして、一億七千万円以上の金を使つて外遊してきたところの成果があつていふと言へませぬか。あらためて総理とも議論をいたしたいと思つていませぬが、官房長官、いかがですか。

○木村(後)國務大臣 アメリカの輸入制限、ことに課徴金を中心といたします動きは、もう田中委員が御指摘のとおり、これはもちろん前から予測しておりました。日米会談で、総理が、もちろんこれは沖繩が主題でございませぬけれども、すでにそのころ上院を中心として動いておられます。その動きに対して、ジョンソン大統領にも強く要請をいたしました。これはもちろんアメリカの国内問題でございませぬので、共同声明の中には触れておりませぬが、強い要請をいたしました。のみならず、当時ドルの危機といふものはもちろんございませぬが、ポンドの危機については十分予知された時期でございませぬ。ポンドの危機、それに伴ういろいろな国際通貨危機に伴う話し合いといふものは、もうすでにそのときにいたしておりました。福田一代議員が参りましたのは、党のほうから特にアメリカの上院、下院議員と懇談をいたしまして、そういう誤つたことをしないようにといふ措置でございませぬ。したがつて哀訴嘆願ではございませぬ。その際に、確かに総理の親書は持つていただいておりますけれども、これはあくまで党側の特使としての立場でございませぬ。  
○田中(武)委員 インドネシアはどうです。いまさら、行つてかつこういふことを言つておるから、そのしわ寄せが商工委員会に來ておるのですよ。

○木村(後)國務大臣 どうも経済協力基金法案は政府の立場としてぜひひとつ通過させていただきたい。ただ、国会の審議の段階でございませぬので、私のほうからとやかくは申し上げませぬ。砂利とともども、ひとつ成立させていたいただきたいと思つておる。  
○田中(武)委員 約束の時間がそろそろ来たようですから、これ以上申し上げないと思つておりますが、どうも官房長官の話を聞いておつても私はびんとこないのです。もうすでにドル危機といふことは前からわかつておる。それに対する一連の措置は、わかつておつたらもうと打つべき手があつたのじやないか。それから自民党として哀訴嘆願じやないと言つて、あのときの文書が新聞に

出ておりましたが、総理の親書と間違つてちよつと問題になつたが、あの文書は何です。党からやつたと云うが、あの文書はやはり哀訴嘆願です。それはいいとしましよ。しかも大砲もバタも、すなわちベトナムもドル防衛もということはどうしてできないんだ。やがてジョンソンは進退きわまる時があるといふことはわれわれ前から言つておつた。三月三十一日、日本では四月一日、あのジョンソン声明によつて一番あつたのは日本の外務省じゃないですか。おそらく日本じゃなかつたか。それが佐藤さんがこれだけの国費を使つてアメリカへ行つて、ジョンソンとひざをまじえて語つて歸つてきてから半年もたぬとときに、ジョンソンがあつたような決意を表明しなければならぬといふことがわからなかつたのか。それであるなら一億七千万円以上の国費のむだ使いであつたと私は断定します。もし答弁があるなら伺いませう。むだ使いだといふことを断定します。

○木村俊国務大臣 いろいろ評価は自由でございますけれども、政府といたしましては、大いなる成果があつたと確信しております。

○田中(武)委員 もうおきますが、こういう問答をやつてもしょうがないですが、国費を使う以上——ことに大蔵大臣、この前からも申し上げておりますが、これで一応四十一年度の後期と四十二年度についての予備費の質問は終わるわけですが、ところが先日來言つておる通りに、予備費は一たん予算として与えられたんだから何に使つてもいいんだといふような感覚だけはひとつのけてください。少なくともそれを使うには、なるほど憲法では内閣の責任においてということになつておるけれども、それは何らかの基準がなくちゃいけない。それは国葬にしてもそうです、あるいはインドネシアに対する無償贈与の点についてもそうですけれども、そうでなかつたら、やはり国会の承認を得るなり、報告する義務があるものと私は考へます。今後予備費の問題について十分考へてもらふといふことを要望いたしまして、一応質問を終わります。

○大石委員長 これにて質疑は終了いたしました。討論の通告がありますので、順次これを許します。小山省二君。

○小山(省)委員 たいだいま議題となりました。昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)、昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その2)、昭和四十一年度特別会計予算総則第十條に基づく使用総調書、昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その2)以上四件の承諾を求めると件及び昭和四十二年度一般会計予備費使用総調書(その1)、昭和四十二年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)、以上三件の承諾を求めると件について、自由民主党を代表して賛成の討論を行なうことを申述べます。

予備費の使用決定をしても、これが十分な効果的使用に至らないで未使用となつてしまふものがあること等に気がついて、前述のごとき、予備費使用のきびしい条件に照らし、今後とも、その取り扱いについて基準を一そう明確にしてその使用に万全を期すべきであると考えます。

しかしながら、一般的に今回の予備費使用は、その大半が災害復旧の事業や、国の事務的経費の不足を補うものに充てられておることでもあり、特に、反対の意思を表明するべきものはないと考えますので、自由民主党を代表して以上の各件につき賛成の意を表明し、討論を終る次第であります。

○大石委員長 華山親義君。

○華山委員 たいだいま討論に付せられました予備費使用等の承諾を求むる件に關して、日本社会党を代表し、次の諸事項については承諾し得ないことを申し述べます。

第一は、オーストリア請求権の処理費及びインドネシア経済協力費の支出についてであり、憲法八十七條の予備費の規定は、「豫見し難い豫算の不足に充てるため」といへば、政府に対し無拘束な、無制限な使用の権限を与えたものではありません。予算は法にあらざることばもありません。予算は法にあらざることばもありません。予備費といへども予算の一部である以上、法を乗り越えることは許されないのであります。当然憲法八十五條に基づき、国会の議決に準拠をしなければならぬのであります。そして外国との文書による合意については、憲法第七十三條三項ただし書きの規定により、事前または事後に国会の承認を得ることを必要とするものであります。しかるに本件支出の前提である両国の合意は、この国会の承認を得ておらないものであります。本件予備費の支出は憲法に違反するものと認むざるを得ず、承諾し得ないものであります。

第二は、インドネシア経済協力費の支出についてであります。インドネシアに対する経済協力は従来乱雑きわまるものであり、返還の確実性を欠き、その効果についても多くの疑惑を持たれてきたのであります。政府はこれらの問題につき是

正することもなく、漫然無償贈与を決定したことは反対せざるを得ないのであります。いんわんや一方において輸出入銀行から五千万ドルを貸与し、一方において政府財政から一千万ドルを贈与することは、輸出入銀行の実質的金利の低下を意図するものであることは明白であつて、国費のあまりにも安易な使用と言わざるを得ないのであります。政府責任当局が、過日本委員会においてわが党議員の質問に対し、この国会に提出の海外経済協力基金法の一部改正が行なわれるならばこのような贈与は必要はなくなる、と言つたときに至つては、この支出は脱法的使法とも言う得るものなのであります。本件については、前述の憲法違反の理由とともに、その実質についても反対せざるを得ないのであります。

第三に、吉田茂元総理の国葬儀の経費の支出についてであります。新憲法制定とともに多くの法令がそのまま継続された中において、旧憲法下の国葬に關する勅令は廃止されたのであります。そして皇室典範第二十五條に「天皇が崩じたときは、大喪の礼を行ふ」とあつて、これが国葬に關する唯一の規定であります。これを総合するに、新憲法下においては、天皇崩御の場合以外に国葬は行なわれぬものと解すべきであつて、吉田元総理が皇太后のなくなつたときに際し、国葬を行なわなかつたのは、この理由に基づくものと私は承つております。吉田元総理の功績の評価は別個の問題として、法のたてまえとして、本件の支出には反対せざるを得ません。

最後に、佐藤総理大臣の数次にわたる諸外國訪問所要経費についてであります。この一連の諸外國訪問に際して、特に南ベトナム訪問は、ベトナム戦争の平和への世界の願望を阻害するものとして、わが党は強く反対したところであり、また台湾訪問も、日本、中共間のわたかまりを深めるものであることを主張したのであるが、佐藤総理はこれをあえて行なつたのであります。アメリカ訪問の所産、ジョンソン大統領との共同コミニケは、アメリカに追隨する日本外交の姿を浮き彫り

予備費の使用決定をしても、これが十分な効果的使用に至らないで未使用となつてしまふものがあること等に気がついて、前述のごとき、予備費使用のきびしい条件に照らし、今後とも、その取り扱いについて基準を一そう明確にしてその使用に万全を期すべきであると考えます。

しかしながら、一般的に今回の予備費使用は、その大半が災害復旧の事業や、国の事務的経費の不足を補うものに充てられておることでもあり、特に、反対の意思を表明するべきものはないと考えますので、自由民主党を代表して以上の各件につき賛成の意を表明し、討論を終る次第であります。

○大石委員長 華山親義君。

○華山委員 たいだいま討論に付せられました予備費使用等の承諾を求むる件に關して、日本社会党を代表し、次の諸事項については承諾し得ないことを申し述べます。

第一は、オーストリア請求権の処理費及びインドネシア経済協力費の支出についてであり、憲法八十七條の予備費の規定は、「豫見し難い豫算の不足に充てるため」といへば、政府に対し無拘束な、無制限な使用の権限を与えたものではありません。予算は法にあらざることばもありません。予備費といへども予算の一部である以上、法を乗り越えることは許されないのであります。当然憲法八十五條に基づき、国会の議決に準拠をしなければならぬのであります。そして外国との文書による合意については、憲法第七十三條三項ただし書きの規定により、事前または事後に国会の承認を得ることを必要とするものであります。しかるに本件支出の前提である両国の合意は、この国会の承認を得ておらないものであります。本件予備費の支出は憲法に違反するものと認むざるを得ず、承諾し得ないものであります。

第二は、インドネシア経済協力費の支出についてであります。インドネシアに対する経済協力は従来乱雑きわまるものであり、返還の確実性を欠き、その効果についても多くの疑惑を持たれてきたのであります。政府はこれらの問題につき是

正することもなく、漫然無償贈与を決定したことは反対せざるを得ないのであります。いんわんや一方において輸出入銀行から五千万ドルを貸与し、一方において政府財政から一千万ドルを贈与することは、輸出入銀行の実質的金利の低下を意図するものであることは明白であつて、国費のあまりにも安易な使用と言わざるを得ないのであります。政府責任当局が、過日本委員会においてわが党議員の質問に対し、この国会に提出の海外経済協力基金法の一部改正が行なわれるならばこのような贈与は必要はなくなる、と言つたときに至つては、この支出は脱法的使法とも言う得るものなのであります。本件については、前述の憲法違反の理由とともに、その実質についても反対せざるを得ないのであります。

最後に、佐藤総理大臣の数次にわたる諸外國訪問所要経費についてであります。この一連の諸外國訪問に際して、特に南ベトナム訪問は、ベトナム戦争の平和への世界の願望を阻害するものとして、わが党は強く反対したところであり、また台湾訪問も、日本、中共間のわたかまりを深めるものであることを主張したのであるが、佐藤総理はこれをあえて行なつたのであります。アメリカ訪問の所産、ジョンソン大統領との共同コミニケは、アメリカに追隨する日本外交の姿を浮き彫り

にしたものであり、その中における中共の脅威といふがごときことは、内心いかに思うとも、一國の首相として公然相手國にこのようなことを言いつつことは、外交の何たるかを知らず、ただアメリカの独善的、支配的外交に追隨したものであります。かくして總理大臣の歸朝第一声は、みずから國を守る氣概を國民に求めたものであって、佐藤總理大臣のアメリカ訪問によって得たところ

は、軍備拡大のことではなかったのか。さらに一つの總理大臣のみやげとして誇示する、沖繩返還のめどなるものについても、ばく然としたものであり、返還後のアメリカ軍事基地としてのあり方についても、ただ白紙というだけであつて、核つき返還の危険を包蔵し、ひいて憲法第九条の平和の原則をも脅かすおそれがあります。總理大臣の諸外國訪問後半年を過ぎた今日、ドルの暴落、ドルの危機、ベトナム戦争の平和へのきざし、アメリカの世界外交の転換を見て、總理大臣外國訪問の有害無益であつたことを一そう痛感いたします。

これらの所見に立ち、本件支出を承諾することは断じてできません。以上、終わります。

○大石委員長 吉田賢一君。  
○古田(賢)委員 私は民主社会党を代表いたしまして、昭和四十一年度一般会計予備費使用總調査その2、その他各付託案件につきまして、強く改善要求の意見を付しまして、これを承諾する討論を行ないたいと存じます。

まず第一に、私は比較的できるだけ純粋な、財政運用の見地から議論を進めたいと思つてあります。

第一は、ただいま上程になっております予備費の承諾を求める案件につきましては、四十一年度は一般会計におきまして百六十億余円、特別会計におきまして、彈力条項その他郵政省所管の特別の業績、賞与に関する経費を合算いたしますると、三千三十三億余円になり、四十二年度におきましては、一般会計の分は二百八十八億余円、特別会計の分は合わせて二千五百十七億余円、こ

う膨大な數額になります。そこでこの案件全体を精読いたしましたして、全部について一々論議するわけにもまいりませんので、最も重要な特質を二つに区分して指摘したいのでございます。

それは四十一、二年度を通じて、一般会計の予備費使用の状況のうち、重要な特徴は、これは農林、運輸、建設、厚生、文部等各省にわたりまして、台風、豪雨、風浪、冷害などの天災被害の復旧などの公共事業費の補助経費が主要な分でありまして、第二点は、これは四十一、二年度の特別会計の予備費でございます、農林省所管に属する食管会計の諸経費、これが重要でございます。そこで、私はこの二つのグループに属する重要事項につきまして、批判、解剖し、少し意見を申し述べたいと思つております。

過般の大蔵大臣に対する質疑にも若干触れておきました。いま指摘いたしました第一グループの一般会計に属する災害予備費は、これは毎年繰り返してございまして、災害は、過般の説明によつても、多い年には四千三十億円の主要設備の被害を生じてございまして、過去六カ年間を總計いたしますと、二兆円をこえるのであります。ただし個人被害あるいは宅地の損壊、土地の被害等はほとんど含まれず、また人的損害にいたしまして、自然災害の多い四十年には一千六百八十八名の死者、行くえ不明を出してございまして、こういうふう

に、六年間を總計してみますと、人の死亡、行くえ不明だけでも最も少ない年で三百六十三名であります。これはまことに悲歎のきわみであります。しかし、古来日本は災害の國として、すでに先祖以来の深い体験がございまして、災害基本法に指摘する幾多の原因等は、もうすでに何千年來の日本人の体験の災害であります。そこで、この災害につきましましては、毎年、以上述べましたようなばく大な損害と膨大な予備費の使用を年々繰り返してまいりておきまことは申し上げるまでもございませぬ。この機会に、この繰り返される自然災害は、自然現象を正確につかむ、これを資料といたしまして、近代の科学、行政を通じまし

て、これに対する予知、予防ないしは回復につきまして遺憾なきを期するといふような抜本対策、こつくりよりな面から問題の解決に取り組んでいくのではない、年々繰り返される予備費は、いたずらに過去のこのような被害の実績と、そして予備費の諸内容の論及をするといふことの繰り返しであります。実に遺憾しごくであります。でありますから、國の財政の改善の見地から考えてみましても、また自然の災害をより少なくして、そして國民の幸福を増進するといふ見地からいたしまして、ないしは日本のこの種の被害に対する行政業務の面から考えてみましても、この際相違ない切つた対策を立てて、そして予備費使用の問題につきましても検討を行なつていかねばならぬのではないかと、こつ思われるのであります。

ことに予備費は申し上げるまでもなく純粋の予算ではございませぬ。事前に國會の審議を終了し、議決を経たものではございませぬ。でありますから一たん使つたものは、これを承認しなくても法律上の効果が生じませぬ。政治責任のみであります。したがっていましてはばく大な予備費、いふならば國民の血税を使うのでございませぬから、嚴格にこれは当該年度内に使われなければならぬ。きょうは審議の日程にはあがつておらぬけれども、たとへば四十一年度の農林その他の災害復旧についての予備費使用の状況を、他の角度で調べてみましても、年度末の三月二十八日に至つて使用決定がされる実例もございませぬ。そのような場合には四月にならなければ使用できないのではないだろうか。これらはよほど嚴格に考えていかなければ、予備費の制度をくずすことになることは申すまでもありません。したがって横に流用すること原則としてできないのでありますから、そのよなことも考えながら嚴に翌年に繰り越されることのないようワクを立てなければならぬ。この点

は特に災害のみならず、他の予備費使用につきましても随所にそのような事例がございまして、特に御注意を申し上げねばならぬのであります。そこで私は前回の委員会で大蔵大臣にも申し上げ

ておきましたのですが、この際思ひ切つて、やはり自然災害を抜本的に食いとめることができないければ、予知をして、予防をして、対策を適切に正確に行なつて、浪費を少なくして、予算を効率的に使用し、行政は円滑にかつ的確に不斷にこれを行なつていく。そして中央も地方もあわせまして、行政の機構も運営も最も合理的に迅速に行ない得るよう、改善の意図をもつて臨むといふことが、予備費使用のあと始末いたしましたとしても、非常に重要なことではないかと考えられます。この点は諸般の事項の改善と今後の対策を強く御要望申し上げます。一口で言ひならば、幾つかの案を立てまして、所与の予備費をもちまして最大の効果をあげなさい。所与の目的に對しましては最少の予備費をもつて目的の達成を検討しなさい。この責任はかかつて大蔵大臣にあります。また各省の長の責任もあつて申すまでもないのであります。これは改善の要求として強く申し上げたいのであります。

第二はいま特別会計のグループとして指摘いたしました食管会計の問題であります。重要な基本問題である食管会計の米価問題ないしは直接統制か間接統制かの論というやうな問題は、きょうは触れませぬ。しかし特別会計の予備費の大部分は年々食管会計であること申すまでもない。四十一年度の赤字は二百億圓、四十二年の赤字は二千四百六十九億圓、四十三年の赤字二千四百五十五億圓と見込まれておられます。ことに食管運営費の借り入れ金は、平均いたしますと年間八千億圓、少ないときで三千億圓。一兆円にも達するやうな借り入れ金を操作いたしておられます。金利負担も四十三年度は四百四十七億圓。国内米勘定におきましてもトントン当たりの金利が四百七十九億圓かかっておられます。何らか改善の財政措置を講ずるのでなければ、食管会計自体が破壊されてしまふのではないでしようか。私は生産者の立場、消費者の立場、また國の財政、こつ思ひ切つたやうなあらゆる面から総合検討いたしましたして、食管財政の改善、改革が焦眉の急であると考へておられます。繰

りておきましたのですが、この際思ひ切つて、やはり自然災害を抜本的に食いとめることができないければ、予知をして、予防をして、対策を適切に正確に行なつて、浪費を少なくして、予算を効率的に使用し、行政は円滑にかつ的確に不斷にこれを行なつていく。そして中央も地方もあわせまして、行政の機構も運営も最も合理的に迅速に行ない得るよう、改善の意図をもつて臨むといふことが、予備費使用のあと始末いたしましたとしても、非常に重要なことではないかと考えられます。この点は諸般の事項の改善と今後の対策を強く御要望申し上げます。一口で言ひならば、幾つかの案を立てまして、所与の予備費をもちまして最大の効果をあげなさい。所与の目的に對しましては最少の予備費をもつて目的の達成を検討しなさい。この責任はかかつて大蔵大臣にあります。また各省の長の責任もあつて申すまでもないのであります。これは改善の要求として強く申し上げたいのであります。



り返されております予備費使用につきましても、このような財政の見地から財政の所管省である大蔵省を中心に、各省の問題は早急に解決すべく努力しなければならぬものと考えてるのであります。これらの点につきましても、私は、意見も述べ、提案のような趣旨になりましたので、できれば次の機会に、たとえば来国会におきましてやがて予備費の承諾を求むるの案件が付託されましようから、その際にも、もしくはそれ以前にでも、これらの諸問題について、重要国策の一環として、当委員会に政府からその後の施策等について御回答を願いたいと強く御要請を申し上げたいのであります。

そこで、私は、このような次第でありますので、結びといたしましては、やはり年々膨大な予備費を使っておりますその内容、その効果等々から、深くお互いに反省をしていきたいと思つて、基本的にはやはり政治、行政、財政の全般にわたりますして、国の省庁から地方の公共団体に至るまで、やはり政治、行政の姿勢を正すということが根本でないかと考えております。政治におきましては、たとえば国会におきましても、国会は審議するときは辛らつたことばも出さずけれども、しかし、予備費の獲得等につきましても、国会は相当責任なしとは言えない。したがって、私は、党と言わず、議員と言わず、およそ国の財政の監督の地位を構成する国会といたしましては、やはり予備費は予備費官庁にできるだけまかして、ただし、その使用につきましても、われわれは厳に監督の見地から検討していく、こういうような本然の体制にあることが望ましいと思つてのであります。

また行政府といたしましては、財政の実施官庁でありますので、厳に綱紀の肅正をして、そうして能率もあげて、予備費要求の計画とその実施につきましても、たとえ千円たりとも国民の血税でありますことを自覚して、目的は適切に、計画は正確に、その経費に対する効果、効率等は厳密に、これを検討いたしましたして、所要の経費を

もつて最大の行政効果を期待すべき責任があります。しかし、現実の問題としましては、会計検査院の年々指摘する不当事項の中には、やはり補助費が費目としては実に多いのであります。補助費の内容は予備費が相当に含まれておることは申すまでもございませぬ。あるいは見積りもりの過大であるとか、あるいは復旧が改良になつたり、あれこれと取り違えをしたり等々、幾多の錯誤、食い違いもあるようでありませぬけれども、いずれにしても、予備費要求の際、使用決定の際に、厳に、以上申しましたような大切な税を守るという見地からいたしまして、決定をされることを強く御要望したい。

また財政の見地からいたしましては、予備費は事前に国会の審議を経ていないことは申すまでもありません。そういう経費でありますから、さきに一言いたしましたように、流用は許されませぬ。本年度への繰り越しはできないはずであります。これは憲法、財政法にも明記しております。国会並びに裁判所が特別に予備金を持っており、国会並に、何かあれに似たような一つの感覚のズレでもあつたのではないだろうかということが私も指摘されるのであります。しかし、いまの委員会審査の段階におきましては、予備費使用につきましては、違法は発見されておられません。したがって、私は、以上述べましたような各報にわたる批判も、かつまた意見も述べまして、これらの趣旨を政府は十分に勘案せられ、次の機会に少しでも改善前進しておるといふ事實を当委員会に御報告せられるように強く御期待を申し上げます。私は、この承諾案件に賛成するものであります。以上。

○大石委員長 鈴木康雄君。  
○鈴切委員 私は、公明党を代表いたしましたして、昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書外三件、昭和四十二年一般会計予備費使用総調書外三件について、いずれも承諾できないことを申し述べたいと存じます。  
十三日予定されている総理の出席のとき明らかにしておきたいと思つておりましたが、予定が変

更されましたので、討論の中に繰り込んでその反対の理由にもいたします。

その理由といたしましては、まず第一に、予備費の使用なるものは緊急やむを得ないものに限られるべきでありまして、それ以外のものは既定経費として計上すべきものであります。

申すまでもなく、予算は、国会の議決を得て使用されるべきものでありまして、これは憲法の大原則でもあります。そこでは便乗的なもの、あるいは理由の明確でないものはその使用が一切許されないものであります。今回の予備費の支出は非常にあいまいな点があり、たとえば内閣所管の佐藤内閣総理大臣の中華民国訪問及び東南アジア、大洋州、さらにアメリカ合衆国訪問に支出された経費は一億七千万円の多額に及んでるのであります。元来一國の総理が外国を訪問するということは、決して突発的なことではなく、当然もつて相手國との打ち合わせもあるであらうし、その準備も必要なのであります。でありますから、外国訪問の費用は、当然年度予算に計上すべきでありまして、もしそれが不可能な場合は、補正予算という方法もあるのであります。国会審議の風当たりを少なくするために予備費を使ったと勘ぐられても仕方がないと思つて政府の姿勢に問題があります。

第二に、低開発國に対する援助は、アジアの平和ひいては世界の平和にきわめて重要なことであり、人道的見地から見ましても必要なことである。ところが、インドネシア共和国に対する今回の緊急支出は、いわば借款の利息に該当する部分と贈与に切りかえたと思われれるものでありまして、賛成できないのであります。

第三は、予備費の支出の根本問題に觸れるものであります。毎年予備費支出は、災害復旧に対するものがその中心をなしておりますが、会計検査院の報告を見て驚いたこととありますが、災害復旧事業に対する不当事項の指摘が余りにも多いこととあります。たとえば建設省の災害復旧事業工事費として八百六十二億七千九百七十六万二千円が予備費から支出され、そのうち一億二十二万

一千円が不当として指摘されているのであります。災害復旧工事にあたり予備費から支出された困庫補助金がこのように不当に使用されているというところは、ゆゆしい問題でありまして、通り一べんのこととして看過できないものであります。北東北でん業生産者に対する特別交付補助に対する経費についても多くの疑義を持つものであります。

主として以上の理由によりまして、ただいま提案されました案件に対し、不承諾の意を表明するものであります。

○大石委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。  
まず、昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その2)について採決いたします。  
本件は承諾を与うべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】  
○大石委員長 起立多数。よつて、本件は承諾を与うべきものと決しました。  
次に、昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)、昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その2)に基づき使用総調書、昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その2)に基づき使用総調書(その2)、以上三件について採決いたします。  
三件はそれぞれ承諾を与うべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】  
○大石委員長 起立多数。よつて、三件は承諾を与うべきものと決しました。  
次に、昭和四十二年一般会計予備費使用総調書(その1)について採決いたします。  
本件は承諾を与うべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】  
○大石委員長 起立多数。よつて、本件は承諾を与うべきものと決しました。  
次に、昭和四十二年特別会計予備費使用総調

書(その1)、昭和四十二年度特別会計予算総則  
第十一条に基づく使用総調書(その1)、以上兩  
件について採決いたします。

兩件はいずれも承諾を与うべきものと決するに  
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よって、兩件は承諾を  
与うべきものと決しました。

なお、ただいま承諾を与うべきものと決しまし  
た各件の委員会報告書の作成につきましては、委  
員長に御一任願いたいと存しますが、御異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、  
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大石委員長 次回は公報をもってお知らせする  
こととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会